

公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第48号

公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の給与に関する規程（2019年4月1日規程第76号）の一部改正

(改正前)				(改正後)			
(契約職員の期末手当)							
第8条 略							
2 略							
3 契約職員の期末手当の額は、給料月額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。				<u>100分の200</u>			
(1)～(4) 略							
4～5 略							
別表第2（第4条関係）				月額325,000円			
(1) 課長級							
区分		月額		削除			
1級		328,000円					
2級		315,000円					
3級		303,000円					
(2) 係長級 月額253,500円				302,000円			
(3) (1)及び(2)以外のもの				(3) (1)及び(2)以外のもの			
区分		月額		区分		月額	
継続した勤務が1年以内のもの		181,000円		継続した勤務が1年以内のもの		195,000円	
継続した勤務が1年を超え2年以内のもの		182,000円		継続した勤務が1年を超え2年以内のもの		201,000円	
継続した勤務が2年を超え3年以内のもの		183,000円		継続した勤務が2年を超えるもの		207,000円	
継続した勤務が3年を超え4年以内のもの		185,000円		削除		削除	
継続した勤務が4年を超えるもの		186,000円		削除		削除	
別表第3（第9条関係）							
(1) (2)及び(3)以外のもの							
区	職種	1	1				
		時間	日				
		当	当				
		た	た				

(改正前)				(改正後)			
		た り	り				
1	看護師，保健師， 助産師，薬剤師， 養護教諭その他これ らに準ずる職	<u>1,8</u> <u>00</u> 円	<u>13,</u> <u>950</u> 円		<u>1,8</u> <u>50</u> 円	<u>14,</u> <u>330</u> 円	
2	保育士，理学療法 士，作業療法士， 言語聴覚士，児童 指導員その他これ らに準ずる職	<u>1,1</u> <u>50</u> 円	<u>8,9</u> <u>10</u> 円		<u>1,3</u> <u>00</u> 円	<u>10,</u> <u>070</u> 円	
3	一般事務，電工そ の他これらに準 ずる職	<u>1,0</u> <u>90</u> 円	<u>8,4</u> <u>40</u> 円		<u>1,2</u> <u>40</u> 円	<u>9,6</u> <u>10</u> 円	
(2) ティーチング・アシスタント及び リサーチ・アシスタント(学生が行うも のに限る。)							
ア ティーチング・アシスタント							
区分		1時間当 たり					
博士前期課程		<u>1,100円</u>				<u>1,250円</u>	
博士後期課程		<u>1,300円</u>				<u>1,450円</u>	
イ リサーチ・アシスタント							
区分		1時間当 たり					
博士後期課程		<u>1,500円</u>				<u>1,590円</u>	
(3) オープンキャンパスに係るもの <u>1日当たり6,000円の範囲内で理事長 が定める額</u>				(3) <u>1時間当たり1,150円</u>			

附 則

(施行期日)

- この規程は、2025年4月1日から施行する。